

	旧伊予市	旧中山町	旧双海町
農業振興地域の指定	昭和 47 年 11 月 14 日	昭和 47 年 1 月 11 日	昭和 47 年 1 月 11 日
農業振興地域整備計画の策定	昭和 49 年 3 月 27 日	昭和 47 年 9 月 27 日	昭和 48 年 9 月 17 日
農業振興地域整備計画の変更	平成 10 年 5 月 1 日	平成 8 年 6 月 7 日	平成 8 年 2 月 6 日
農業振興地域の指定	平成 18 年 5 月 23 日		

伊予農業振興地域整備計画書

平成 23 年 1 月

愛媛県伊予市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	2
ア	農用地等利用の方針	2
イ	用途区分の構想	3
ウ	特別な用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	4
第2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	5
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	6
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	6
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的 かつ総合的な利用の促進計画	7
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的 かつ総合的な利用の促進を図るための方策	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9

第5	農業近代化施設の整備計画	9
1	農業近代化施設の整備の方向	9
2	農業近代化施設整備計画	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	9
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	9
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	9
3	農業を担うべき者のための支援の活動	10
4	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	10
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	10
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	11
3	農業従事者就業促進施設	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第8	生活環境施設の整備計画	11
1	生活環境施設の整備の目標	11
2	生活環境施設整備計画	12
3	森林の整備その他林業の振興との関連	12
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	13
第9	附図	別添
1	土地利用計画図（附図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（附図3号）	

別記 農用地利用計画

- (1) 農用地区域
 - ア 現況農用地等に係る農用地区域
- (2) 用途区分

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

位置・・・本市は、県都松山市から11kmに位置し、北は伊予郡松前町、東は伊予郡砥部町、南は喜多郡内子町、西南は大洲市に隣接し、愛媛県のほぼ中央に位置している。面積は194.47k㎡を有しており、集落は、平地部に人口集中地区が見られるほか、谷筋と海岸線に沿って形成されている。

北部は、道後平野の南端を占める平地であり、西部は瀬戸内海に面した沿岸地域、東南部は標高500～600m、高い所では900m前後の四国山地に連なる山々が続き、多様な姿を見せている。

自然条件・・・気象条件は、年間平均気温16.7度、年間最高気温35.9度、年間最低気温マイナス1.8度、年間降雨量1,315mm程度であり、沿岸地域では1年を通じて温暖・少雨という典型的な瀬戸内式気候に属するものの、山間部では、最低気温が氷点下を記録するなど寒暖の差が大きい盆地の特性を持っており、冬季には数回の積雪を見ることもある。

土地利用・・・土地は、豊かな地域社会の建設と快適な市民生活を営む環境を創出する基盤であり、その利用については、公共の福祉を優先させ、地域の自然、社会、文化及び経済条件に配慮しながら、豊かで住みよい生活環境の確保と均衡のとれた発展を図ることを基本とし、地域の特性を踏まえた長期的な展望の下、総合的かつ計画的な土地利用を推進する。

また、効率的かつ生産性の高い農業の基盤となる優良農地を確保・保全するため、農業振興地域制度や農地転用制度の適正な運用を図るとともに、長期的視点からの秩序ある土地利用を進める。

単位:ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設		森林・原野		その他(住宅地、工場用地等)		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成21年)	4,916	36.5	7	0.1	6,075	45.1	2,457	18.3	13,455	100
目標	4,896	36.4	7	0.1	6,080	45.2	2,472	18.3	13,455	100
増減	△20		0		5		15		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地について農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 4,916ha のうち、おおむね次に掲げる農用地 3,578ha について農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

- ・ 10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業またはこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・ 区画整理
- ・ 客土、暗きょ排水等

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は、隣接するものであって、一体的に保全する必要があるものについて農用地区域とする。

(ウ) 現況森林、原野についての農用地区域の設定方針

設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の農用地は、主に平坦部は水田として、傾斜地は畑、樹園地にとして利用されている。今後も優良水田、畑、樹園地の確保を図るとともに、地域の実態に応じて農業経営基盤強化促進事業等を活用し、経営規模の拡大と経営改善を図る。

単位:ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設			計			森林原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
伊予	1,495	1,495	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	1,499	1,499	0	-
中山	1,200	1,200	0	1	1	0	0	0	0	3	3	0	1,204	1,204	0	-
双海	882	882	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	882	882	0	-
合計	3,577	3,577	0	1	1	0	0	0	0	7	7	0	3,585	3,585	0	-

注：現況は平成 22 年 11 月現在。将来は 10 年後を想定。

イ 用途区分の構想

(ア) 伊予地区 (A)

・大平区域 (A-1)

大平区域の比較的平坦部は、中山間地域総合整備事業でほ場整備された水田や、河川沿いで比較的耕作条件の良い水田が多く、効率的な営農展開が進められている。今後も引き続き優良農地として生産の向上を図りつつ、農地として利用を進めていく。

山間地には、樹園地が多く、地域特産果樹のビワ、キウイフルーツ、柑橘などが生産されており、引き続き農地として利用を進める。

畑については、現況のまま引き続き農地として利用を進める。

・中村区域 (A-2)

中村区域の平坦部は、県営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業等により、ほ場整備や客土された水田が多く、効率的な営農展開が進められている。今後も引き続き優良農地として生産の向上を図りつつ、農地として利用を進めていく。

山間地には、樹園地が多く、柑橘を主体に生産されており、引き続き農地として利用を進める。

畑については、枝豆、そら豆等を中心として引き続き利用を進め、高品質・多収生産技術による産地づくりを目指し、農地として利用を進める。

・郡中区域 (A-3)

郡中区域の平坦部については、県営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業等により、ほ場整備や客土された水田が多く、効率的な営農展開が進められている。今後も引き続き優良農地として生産の向上を図りつつ、農地として利用を進めていく。

山間地には、樹園地が多く、柑橘を主体に生産されており、引き続き農地として利用を進める。

畑については、野菜産地指定のレタス、そら豆等を中心として引き続き利用を進め、高品質・多収生産技術による産地づくりを目指し、農地として利用を進める。

・上野区域 (A-4)

上野区域の平坦部については、県営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業等により、ほ場整備や客土された水田が多く、効率的な営農展開が進められている。今後も引き続き優良農地として生産の向上を図りつつ、農地として利用を

進めていく。

山間地には、樹園地が多く、柑橘を主体に生産されており、引き続き農地として利用を進める。

畑については、野菜産地指定のレタス、なす等を中心として引き続き利用を進め、高品質・多収生産技術による産地づくりを目指し、農地として利用する。

(イ) 中山地区 (B)

中山地区は、急傾斜農用地が多いが、比較的平坦部の中山川、栗田川、藤の郷川沿いの耕作条件の良い水田中心の地域については、ほ場整備率も高く、効率的な営農展開が進められており、今後も農地として利用を進めていく。また、散在している小規模な水田は、畑・樹園地への転換を図り、農地として利用を進める。

山間地には樹園地、畑が多く、樹園地は、落葉果樹を中心として引き続き利用を進め、特産品の栗については、特選栗の増産を図り、キウイフルーツについては、高糖度、大玉果実の生産に努め、農地として利用を進める。畑は、野菜産地指定の夏秋野菜（トマト、きゅうり、なす）、豆類（キヌサヤ・インゲン）等を中心として引き続き利用を進め、高品質・多収生産技術による産地づくりを目指し、農地として利用を進める。

(ウ) 双海地区 (C)

双海地区は、急傾斜農用地が多いが、県道広田双海線沿いの平坦部や、比較的平坦部で河川沿いの耕作条件の良い水田中心の地域については、中山間地域農村活性化整備事業等ではほ場整備している箇所もあり、今後も生産性の向上を図りつつ、農地として利用を進めていく。また、散在している小規模な水田は、畑・樹園地への転換を図り、農地として利用を進める。

山間地に展開する農用地は樹園地が多く、柑橘を主体に生産されており、引き続き農地として利用を進める。

畑については、野菜産地指定のなす等を中心に引き続き利用を進め、高品質・多収生産技術による産地づくりを目指し、農地として利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

伊予地区（A）

県営ほ場整備事業、土地改良総合整備事業等により、大区画ほ場整備、水路・農道の整備は概ね終了しているが、ため池が多く点在し、水路を含めたこれら土地改良施設の老朽化が問題となっている。水資源の有効な確保を図り、水不足に対処するため、老朽化が進んでいるため池、9号・12号水路、赤坂水路の整備を図る。

また、必要に応じて、その他土地改良事業の推進に努め、農業生産の安定を図る。

中山地区（B）

農林地一体開発整備パイロット事業等により、ほ場整備、水路・農道の整備を多数実施し、農業生産基盤の向上を図ってきた。今後は、中山間地域であるため、急傾斜の地区については、地すべり防止事業を実施し、農地の保全に努めるとともに、必要に応じて、土地改良事業の推進に努め、農業生産の安定を図る。

双海地区（C）

県営一般農道整備事業等にて、主要農道を中心に整備を行い、営農の省力化を図り、伊予・中山地区ほど多くはないが、地域農業拠点事業等にて、ほ場整備も実施してきた。今後は、中山間地域であるため、急傾斜の地区については、地すべり防止事業を実施し、農地の保全に努めるとともに、必要に応じて、土地改良事業の推進に努め、農業生産の安定を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農業用排水施設整備	水路工	未定			原単独土地改良事業・市単土地改良事業
農道整備	農道改良	未定			原単独土地改良事業・市単土地改良事業
農業用排水施設整備	施設補修一式(道後平野9号・12号水路)	伊予地区	1010ha	1	県営基幹水利ストマネ事業
農業用排水施設整備	水路改修 L=330m(赤坂水路)	伊予地区	44.3ha	2	団体営基盤整備事業
集落排水施設整備	施設整備(唐川)	伊予地区	集排処理人口550人	3	団体営集落排水循環統合事業
農業用排水施設整備	樋門1基(赤坂)	伊予地区	44.3ha	4	農業用河川工作物応急対策事業
農業用排水施設整備	樋門1基 水路改修15m(市場)	伊予地区	13.1ha	5	農業用河川工作物応急対策事業
農道整備	農道150m(石ノ久保本谷)	双海地区	5.0ha	6	団体営基盤整備事業

3 森林の整備その他林業の振興と関連

当市の森林面積は、市土総面積の約59%を占め、土砂災害防止機能・水源かん養機能など農用地に関しても、重要な役割を果たしている。森林資源の整備、森林施業の推進を図るには、林道の開発が必要なことから、大久保鳥越線を開設、石畳上灘線を舗装、鶴崎杖立線を開設計画し、林道の整備を進めている。

4 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地は、農業経営の高齢化、後継者不足などから遊休化が進んでおり、管理が十分でない農用地が増えてきている。

また、ため池の老朽化による機能低下、地すべりの恐れがある地域において、農用地等を保全するために次のような施策を実施する。

- (1) 遊休農地対策として、中山間直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策事業や鳥獣被害対策事業に取り組む。
- (2) ため池の老朽化による機能低下防止、地すべり被害の防止対策として、県営ため池等整備事業、地すべり対策事業に取り組む。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
ため池改修	堤体工315m 余水吐1ヶ所 底樋1ヶ所(生田池)	伊予地区	5.6	7	県営ため池等整備事業
ため池改修	堤体工160m 余水吐1ヶ所 底樋1ヶ所(郷ノ上池)	伊予地区	7.3	8	県営ため池等整備事業
ため池改修	堤体工290m 取水施設1式 洪水吐1式(古泉池)	伊予地区	6.0	9	県営ため池等整備事業
ため池改修	堤体工250m 余水吐1ヶ所 底樋2ヶ所(八幡池)	伊予地区	21.0	10	県営ため池等整備事業
ため池改修	堤体工350m 余水吐1ヶ所 底樋1ヶ所(築輪池)	伊予地区	29.6	11	県営ため池等整備事業
ため池改修	浚渫100000m ³ (大谷池)	伊予地区	928.9	12	県営ため池等整備事業
ため池改修	堤体工115m 余水吐1ヶ所 底樋1ヶ所(三秋大池)	伊予地区	188.0	13	県営ため池等整備事業
ため池改修	堤体工137m 余水吐1ヶ所 底樋1ヶ所(郷之間池)	伊予地区	4.5	14	団体営ため池等整備事業
地すべり対策	地表水排除工465m 地下水排除工1779m 侵食防止工4箇所(小倉2期)	中山地区	32.4	15	県営地すべり対策事業
地すべり対策	排水路530m 地下水排除工900m 抑止工3箇所(野中仁川登)	中山地区	231.0	16	県営地すべり対策事業
地すべり対策	地表水排除工1050m 地下水排除工1520m(影之浦東2期)	中山地区	58.8	17	県営地すべり対策事業
地すべり対策	水路改修1000m	中山地区	306.5	未定	県営地すべり対策事業
ため池改修	堤体工30m 余水吐1ヶ所 底樋1ヶ所(平沢池)	中山地区	2.0	19	団体営ため池等整備事業
地すべり対策	地表水排除工110m 地下水排除工225m 侵食防止工3箇所(上大久保2期)	双海地区	213.0	20	県営地すべり対策事業
地すべり対策	排水路・承水路一式	双海地区	901.0	未定	県営地すべり対策事業

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地としての機能低下を防ぐため、中山間直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策事業の活動を通して、耕作放棄地の発生防止、水

源のかん養等多面的機能の確保を行う。

また、農業経営基盤強化促進法による利用権設定促進事業を活用し、認定農業者等への農地の集積を進め、遊休農地の解消を図る。

さらに、各地区が自主的に行う農道整備、水路改修等に対する原材料費の支給を行い、農用地の保全を図る。

4 森林の整備その他林業の振興と関連

農用地の保全を行うには、農用地の直接的な保全活動だけでなく、森林の持つ土砂災害防止機能・水源かん養機能などの増進と活用が不可欠であることから、伊予市森林整備計画に基づく森林整備の適正な推進と農用地の保全計画との調整を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営については、農業収入の減少による農外所得への依存が急速に高まり、農地の資産的保有傾向が強まっている。

このような地域の農業構造の現状及び見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいがあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、伊予市及びその周辺の市町において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね410万円）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。（別表のとおり）

経営体別	営農類型別		経営規模
個別経営体	土地利用型	水稲＋麦＋作業委託	22.00ha
		野菜＋水稲	6.00ha
		果樹＋水稲	2.50ha
		果樹(柑橘主体＋常緑果樹:ビワ)	2.00ha
		果樹(柑橘主体＋落葉果樹:キウイフルーツ)	2.00ha
		果樹(柑橘主体＋落葉果樹:栗)	3.50ha
		葉たばこ＋その他	3.40ha
	施設型	施設野菜＋水稲	4.20ha
		施設野菜＋果樹	1.60ha
		施設野菜＋花き	0.40ha
		施設野菜＋その他	0.30ha
		施設野菜＋果樹(温州みかん)	1.80ha
		施設果樹＋果樹(キウイフルーツ)	0.80ha
		花き	0.27ha

資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

将来の伊予市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業関係団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを目的として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、集団化・連担化した条件で、担い手に農用地が集積させるよう利用権設定等を進める。

また、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託により実質的な作業単位の拡大を促進する。

- 3 森林の整備その他林業の振興と関連
該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

基幹作物である、米、果樹、野菜を中心とした農業近代化施設の整備を図ってきたところである。今後は、農家の負担軽減によるコスト削減のため、既存施設の有効・効率的利用促進を促し、新規需要で必要がある施設については、整備を図る。

農業近代化施設が有効かつ効率的に活用できるよう、市・農協・伊予農業指導班等からなる関係機関が支援体制の強化に努める。

2 農業近代化施設整備計画 計画なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備方向

近年、農業従事者の高齢化が進行しており、依然として若年就農者は停滞傾向にあり、地域の活力も低下してきている。

今後の本市の農業を将来にわたり発展させていくためには、新規就農者の確保・育成が重要であるため、若者が積極的に就農を選択することができ、新規就農者を地域が育てる環境づくりを進めていく必要がある。

については、市独自の育成・施設の整備は難しいため、関係機関・団体と連携しながら情報提供や収集を積極的に行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画 計画なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

意欲的な新規就農者に対しては、将来にわたり農業経営が円滑に行われる必要がある。そのために、就農準備あるいは規模拡大としての資金のあっせんや農地確保の支援、補助事業の活用など伊予農業指導班・農協等、関係機関と一体となった総合的な支援活動に取り組む。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市のほとんどの農家は他産業との兼業経営であり、農外所得の依存度が高い。従って出稼ぎ・日雇い農業者の不安定な就業形態を解消するため、地場産業の振興を図るとともに健全で安定性のある企業の誘致に取り組み、安定的な就業を図るとともに、農用地の流動化の促進や担い手・中核農家の育成し、農業経営の安定化と所得向上に努める。

単位:人

区分		従業地								
I	II	市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	合計
恒常的勤務	製造業 公務 建設業 サービス業 卸売・小売業 その他	804	510	1,314	880	530	1,410	1,684	1,040	2,724
自営兼業	建設業 卸売・小売業 サービス業 製造業 不動産業 林業 その他	180	80	260	30	20	50	210	100	310
出稼ぎ	運輸業 サービス業 その他	-	-	-	5	0	5	5	0	5
日雇い・臨時雇	建設業 サービス業 製造業 卸売・小売業 公務 その他	90	140	230	40	60	100	130	200	330
総計		1,074	730	1,804	955	610	1,565	2,029	1,340	3,369

(注)資料:アンケート調査、農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市農業の振興において、兼業農家の果たす役割は今後ますます大きくなると予想され、兼業農家の育成が極めて重要であると考えられる。

就業機会の少ない本市において、地場産業の振興を図るとともに、健全で安定性のある企業の誘致に取り組み、就業の場の確保に努める。

また、農産物のブランド化や地産地消の推進により農産物の競争力を高め、高収益化を図るとともに、グリーンツーリズムも地域農業者への新たな収入源の一つとなり得るため、地域関係者との連絡調整を十分に図り、地域活性化への側面支援を行う。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 安全性

都市化の進展、社会経済の変化及び高速道路網の整備などの道路交通体系の変化などにより、災害の態様も複雑で多様かつ大規模化している。このような中で、災害を未然に防止し、また、災害による被害を最小限に抑え、地域住民の生活の安全を確保するため、消防・防災の体制や資器材の整備、充実を図る必要がある。さらに、災害予防体制を整備促進し、いついかなる災害にも対応できる消防・防災体制の確立を目指すとともに、市民一人ひとりが防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりに努める。

(2) 保健性

水道について、水の安定供給に向けた水源地調査や既存施設の改善及び老朽管の更新を行い、有収水量の向上を図るとともに、水道事業の効率化及び未整備地区の解消に努めながら節水型都市の形成を目指す。

下水道について、美しい自然環境と快適な居住環境を確保するために整備方針を確立し、実施中の公共下水道事業、農業集落排水事業の推進、維持管理を適正に行うとともに、浄化槽設置整備事業等の推進及び維持管理の啓発を実施していく。

ごみ・し尿について、一部事務組合の再編も含め、処理体制の検討など、計画的な整備を図る。

また、市民の事業者の協力を得ながら、ごみの分別収集の徹底、自主的なリサイクル運動、指定ごみ袋制度などにより、ごみの減量化を図る。

(3) 利便性

道路について、広域幹線道路の更なる充実を目指すとともに、地域内での交通利便性を高め一体的な結びつきを強化することが必要である。

広域幹線道路では、国道 56 号の 4 車線化、これに接続する国道 378 号バイパスの早期実現を働きかける。

この機能を更に高めるため、市域内の連絡機能を持つ道路の整備を進め、産業や市民生活の交流・連携を強化する。

また、情報・通信について、世界的な規模で進展している情報化に対応した、広域的な高度情報通信ネットワークの整備を促進し、多様な情報ニーズに対応する高度な情報のサービスの提供を図る。

(4) 快適性

公園や広場は、市民相互のふれあい交流の場や景観の保全などを担う重要な施設である。地域の意向と特性を十分に踏まえ、日常生活に潤いと安らぎを与えるとともに、地域ぐるみで利用できる個性あふれる憩いとふれあいの場を創出し、特に自然と共生する思想の普及啓発や環境問題の学習機能を高める必要がある。

地域レベルのコミュニティ活動を促進するため、集落内や集落間に農村公園などのコミュニティ施設整備を推進し、既存公園内の老朽化した施設の整備によって、公園環境の改善を目指す。

(5) 文化性

より多くの市民が、文化・芸術に対する関心を高められるよう、優れた文化活動や芸術作品に接する機会を提供していくとともに、地域文化の担い手として市民の自主的な文化活動を奨励し、特色ある地域文化を創造していくことが必要である。また、伊予市の財産である貴重な文化財を系統的に整理分析し、保存活用していくために、施設の整備と人材の育成を図る。

2 生活環境施設の整備計画

計画なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

- 4 その他の施設の整備に係る事業との関連
該当なし。

第9 附図

別添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）